

## 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福井市が発注する建設工事又は建設工事に係る製造の請負及びこれらに関連する調査、測量、設計の委託（以下「市発注工事等」という。）について、公正な入札の執行と適正な契約の履行を確保するため、福井市競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する市発注工事等の指名競争入札における指名の停止（以下「指名停止」という。）に関する基準及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定める期間の範囲内で当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、市発注工事等の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。又、既に当該指名停止に係る有資格業者を指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍、別表第2第8号に掲げる措置要件に該当することとなったときは2.5倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停

- 止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引継ぐ場合がある。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間の短期を次の各号に定める期間とする。

- (1) 市発注工事等に関し、談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。)の情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号又は第8号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍(別表第2第8号に該当したときは、2.5倍)の期間とする。
- (2) 別表第2第4号から第8号までに該当する有資格業者(役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合に係る判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍(別表第2第8号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間とする。
- (3) 別表第2第4号、第5号及び第8号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があつたとき(前2号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍(別表第2第8号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処

罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間に1ヶ月（別表第2第8号に該当する有資格業者にあつては1.5ヶ月）を加算した期間とする。

- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間に1ヶ月（別表第2第8号に該当する有資格業者にあつては1.5ヶ月）を加算した期間とする。
- (6) 別表第2第4号又は第5号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、短縮後の期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期より短いときは、第4条第3項の規定によるものとする。

（審査会の審議及び指名停止の通知等）

第5条 工事主管課長又は契約課長は、有資格業者に指名停止を要すると認められる事由が発生したとき又は指名停止の期間を変更する必要な事由が発生したとき若しくは指名停止を解除する必要があると認められるときは、所属部長を経て福井市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に報告書（様式1から様式3）により報告し、審議に付さなければならない。ただし、別表第2の第9号から第12号までに掲げる措置要件に関しては、あらかじめ福井警察署長若しくは福井南警察署長に対し文書により意見を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の審査会の審議結果を参考とし、指名停止又は指名停止の期間の変更若しくは指名停止の解除を決定するものとする。この場合において、当該有資格業者にその旨を通知書（様式4から様式6）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な事由がある場合は、通知を省略することができる。
- 3 前項の規定により指名停止又は指名停止の期間の変更若しくは指名停止の解除を決定した場合は、次に掲げるいずれかの方法により公表するものとする。

(1) 財政部契約課において閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

- 4 市長は第2項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。
- 5 有資格者が福井市物品競争入札参加者名簿及び福井市業務委託入札参加者名簿に登録された者である場合、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領に基づく決定に準ずることができるものとする。

（随意契約の相手方の禁止）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 工事主管課長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、指名停止の期間中の有資格業者が指名停止の始期以前に下請負人となっている場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等に対する措置)

第9条 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する恐れがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥ったと認められるとき等、工事等を受注させるにふさわしくないと認められるときは、当該有資格業者について指名の対象外とすることができる。

(災害等における適用除外)

第10条 指名停止の期間中の有資格業者であっても、災害等のためやむを得ない事由により、市長が認めた場合は、指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止事務)

第11条 この要領に定める指名停止等に関する事務は、契約課で行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 福井市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成6年9月1日から施行する。
- 2 指名停止等の措置要件に該当する事由が平成6年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 指名停止等の措置要件に該当する事由が平成10年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 指名停止等の措置要件に該当する事由が平成16年6月30日以前に市と請負契約を締結した工事において生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第 1

## 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 福井県内における工事等で市発注工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反するなど、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>
<p>(安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理の措置が不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>9 市発注工事の施工に当たり、当該工事成績が不良で、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人(以下「個人」という。)又は有資格業者である法人(以下「法人」という。)役員又はその支店若しくは営業所(常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(以下「役員等」という。)</p> <p>ロ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>2 前号に掲げる者が、福井県内及び福井県近郊の府県(富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。)の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>3 役員等が、前号に掲げる以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 福井県内及び福井県近郊の府県において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第8号に掲げる場合を除く)。</p>	<p>当該認定をした日から3ヵ月以上18ヵ月以内</p>
<p>5 前号に掲げる場合を除き、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第8号に掲げる場合を除く)。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 福井県内及び福井県近郊の府県において、業務に関し、第1号に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第8号に掲げる場合を除く)。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上18ヵ月以内</p>
<p>7 前号に掲げる場合を除き、第1号に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>8 前号の規定にかかわらず、市が発注した工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上36ヵ月以内</p>

<p>発を受けたとき（役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は、逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 役員等若しくは使用人が競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（暴力団関係者）</p> <p>9 個人、法人の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>10 個人又は法人の役員等が、不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>11 個人又は法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、若しくは便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。</p> <p>12 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前3号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。又は前3号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>（建設業法違反行為）</p> <p>13 市発注工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 前号に掲げる場合を除き、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
--	--

公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。